



PTAのHPでも  
確認できます。

## 第1章 名称と事務所

第1条 この会は、吹田市立吹田南小学校PTAという。

第2条 この会の事務所を吹田市立吹田南小学校内に置く。

## 第2章 目的と活動

第3条 この会は保護者と教職員とが協力して、家庭と学校と社会における児童の健全な成長をはかることを目的とする。

第4条 この会は前条の目的をとげるために次の活動をする。

- 1 児童の生活指導と福祉の向上に協力すること。
- 2 教育環境の整備と充実に協力する。
- 3 その他目的を達成するために必要な活動を行う。

## 第3章 方針

第5条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- 1 この会は自主独立のものであって、他の団体の支配干渉を受けない。
- 2 児童の教育と福祉のために活動する他の団体や機関と協力する。
- 3 国及び地方公共団体の適正な教育予算の充実に協力する。
- 4 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的としない。
- 5 この会又は、この会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
- 6 学校の教育方針、人事、管理に干渉しない。

## 第4章 会員

第6条 この会の会員となることのできる者は、次のとおりである。

- 1 本校に在籍する児童の保護者
- 2 本校に勤務する教職員

第7条 この会の会員は、会費を納めるものとする。会費は会員数に関係なく1児童につき月額200円とする。

第8条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

第9条 この会の会員は、吹田市PTA協議会の会員となる。

## 第5章 個人情報保護規定

第10条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「吹田市立吹田南小学校PTA 個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

## 第6章 経理

第11条 この会の活動に要する経費は、会費その他の収入によってまかなう。

第12条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。ただし必要に応じ運営委員会の議決により補正することができ、総会で報告しなければならない。

第13条 この会の決算は会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第14条 この会の会計年度は毎年4月1日から始まり翌年の3月31日に終わる。

## 第7章 役員

第15条 役員は本章の規定に従って、会員の中から選出される。ただし、公選による公職者は役員になることができない。

第16条 この会の役員は次のとおりである。

会長 1名

副会長 1名以上

書記 1名以上

会計 1名

第17条 役員は、原則、総会に出席した会員により選出される。

第18条 役員は、4月1日から就任し、任期を1年とする。ただし、再選を妨げない。

第19条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、この会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。
- 3 書記は、会の記録を作成し、その庶務を担当する。
- 4 会計は、会の財産を管理し、金銭の出納を担当する。

## 第8章 会計監査

第20条 この会の経理を監査するために、2名の会計監査委員をおく。

第21条 会計監査委員の任期は1年間とする。ただし、再選を妨げない。

第22条 会計監査委員は、決算の会計を監査し、その結果を総会に報告する。その他、必要に応じて随時、会の経理を監査し、運営委員会及び総会に報告することができる。

## 第9章 教職員

第23条 教職員は、学校運営ならびに教育上の見地から、運営委員会に出席して意見を述べるができる。

## 第10章 総会

第24条 (構成)

総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

第25条 (開催)

- 1 総会は定期総会と臨時総会とし、会長がこれを召集する。
- 2 定期総会は、年2回とする。
- 3 臨時総会は運営委員会が必要と認めた時、又は会員の1/5以上の要求があった時に開催できる。

第26条 (議決)

- 1 総会は、会員の現在数の1/3以上出席しなければ、その議事を審議し、議決することができない。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。
- 2 総会の議決は出席者の過半数の同意を要する。
- 3 総会は年間事業計画、予算の審議決定、決算報告の承認と役員を選出、その他の重要事項を審議決定する。

## 第11章 運営委員会

第27条 (構成)

運営委員会は次の者をもって構成し、この会の執行機関である。

- 1 役員
- 2 校長
- 3 教頭

第28条 (開催)

運営委員会は、定例委員会のほか会長が必要と認めた時、又は構成員の1/4以上の要求があったとき開催する。

第29条 (執行事項)

- 1 計画を協議承認する。
- 2 総会に提出する議案と報告について協議する。
- 3 その他、この会の運営に関する事項と緊急必要事項を協議する。

### 第30条（議決）

- 1 運営委員会は、委員の現在数の1/2以上の出席がなければ、その議事を審議し、議決することはできない。
- 2 運営委員会の議決は、出席者の過半数の同意を要する。

### 第31条（特別委員会）

運営委員会が必要と認めた場合、その議決を経て特別委員会を設けることができる。

## 第12章 細則

第32条 この会の運営に関して必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定める。運営委員会は、細則を制定又は改廃した場合は、その結果を次期総会で報告しなければならない。

## 第13章 改正

第33条 この規約は、総会において、出席した会員の2/3以上の賛成がなければ改正することができない。ただし、改正案は少なくとも総会開催の1週間前に全会員に知らせておかなければならない。

## 吹田市立吹田南小学校PTA規約 細則

### 第1章 役員・会計監査委員の選出

第1条 役員・会計監査委員の選出は次のとおり行われる。

1 会員は、該当年度の4月1日に在籍する予定のものも含み、誰でも総会において立候補することができる。

2 委任状出席は、総会での出席者とみなす。

第2条 役員、会計監査委員に欠員を生じたときは、運営委員会で選出することができる。

### 第2章 総会

第3条 年度始めの総会で年間事業計画、予算の審議、決定、前年度の決算報告の承認を行う。

第4条 年度末の総会で役員、会計監査委員の選挙を行う。

第5条 この細則は、運営委員会において構成員の2/3以上の賛成がなければ、改正することができない。

### 附則

この規約と細則は、昭和45年5月17日から施行する。

この規約と細則は、昭和46年3月10日から改正施行する。

この規約と細則は、昭和47年3月6日から改正施行する。

この規約と細則は、昭和57年4月1日から改正施行する。

この規約と細則は、昭和60年4月1日から改正施行する。

この規約と細則は、昭和61年2月27日から改正施行する。

この規約と細則は、昭和62年4月1日から改正施行する。

この規約と細則は、平成元年4月1日から改正施行する。

この規約と細則は、平成2年4月1日から改正施行する。

この規約と細則は、平成4年4月1日から改正施行する。

この規約と細則は、平成10年4月1日から改正施行する。

この規約と細則は、平成15年4月1日から改正施行する。

この規約と細則は、平成18年2月1日から改正施行する。

この規約と細則は、平成19年4月1日から改正施行する。

この規約と細則は、平成20年4月1日から改正施行する。

この規約と細則は、平成21年4月1日から改正施行する。

この規約と細則は、平成22年2月4日から改正施行する。

この規約と細則は、平成25年4月1日から改正施行する。

この規約と細則は、平成26年4月1日から改正施行する。

この規約と細則は、平成28年4月1日から改正施行する。

この規約と細則は、令和2年2月6日から改正施行する。

この規約と細則は、令和5年1月23日から改正施行する。

## 吹田市立吹田南小学校PTA慶弔規定

- 1 慶意は行わず弔意のみとする。
- 2 弔意の範囲は、会員本人及び本校在籍児童とする。
- 3 弔意は供花または香典を原則とする。
- 4 以上のほか特に配慮するときは役員会にて決し、運営委員会に報告する。
- 5 会員には総会にて決算報告する。

\*この内規によるものは一切返礼を要しない。

\*この内規は運営委員会において必要に応じて改正することができる。

この規定は、昭和54年11月3日より施行する。

この規定は、昭和57年4月1日から改正施行する。

この規定は、昭和59年5月26日から改正施行する。

この規定は、平成8年4月1日から改正施行する。

この規定は、平成28年4月1日から改正施行する。

会 員	死 亡	供花、又は見合う金額
児 童	”	”

## 吹田市立吹田南小学校 PTA 個人情報取扱規則

### (目的)

第1条 吹田市立吹田南小学校 PTA（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取り扱いと円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿・会員名簿・行事等の記録や写真及びその他の個人情報の取扱いについて定めるものとする。

### (責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

### (管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者（以下、「管理者」という）は、会長とする。

### (取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者（以下、「取扱者」という）は、役員および個人データを扱う会員とする。

### (秘密保持義務)

第5条 管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

### (周知)

第7条 個人情報取扱の方法は、総会資料やホームページ、広報誌等で会員に周知する。

### (利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) PTA 会費の集金業務、管理業務
- (2) 行事案内・その他の文書等の配布、送付
- (3) 役員・会計監査委員・会員・サポーター名簿等の作成
- (4) 役員・会計監査委員・サポーター等の選出活動
- (5) 広報誌、PTA ホームページへの掲載
- (6) その他、PTA 活動に関する業務

(利用目的による制限)

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第10条 個人情報及び個人情報データベースは、管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者またはそれに準ずる者の立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 本会は、個人情報を第三者（第12条第1号から第4号の場合及び府、市役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 個人情報を第三者（第12条第1号から第4号の場合及び府、市役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の指名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報の開示)

第15条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏洩時等の対応)

第16条 個人情報データベースを漏洩等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第17条 本会は、役員および個人データを扱う会員に対し、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第19条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、運営委員会において審議し、承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規則は、令和2年2月6日より施行する。